

地産霊園工事規定

この規定は、地産霊園における墓域の環境、美観の維持管理上等の見地から、墳墓等設置工事の施工に関し必要な事項を定める。

1、本規定の位置づけ

本規定は、地産霊園使用規則第十条(5)に定める「工事規定」とみなすものとする。本規定に定義のない用語の定義は、別段の定めがない限り、地産霊園使用規則の定義に準じるものとする。

2、納骨設備及び囲障工事

- ・ 納骨棺は1区画墓所内に1基とする。但し、墓相による場合は、この限りではない。
- ・ 外柵工事は花崗岩を使用する。
- ・ 角地にある墓地の場合、各角地面に根石(花崗岩)を使用する。
- ・ 区画境界面の囲障工事は、境界線より1.5cm(5分)後退させるものとし両隣りとも隙間を設け、隣接の囲障に密着施工してはならない。但し、第1期から第5期までの区画で、外面がこぶ出しの場合は、区画境界線から3cm(1寸)後退させるものとする。又、角地の墓地の場合、各角地面の区画境界線の後退は不要とする。

3、盛土設備

- ・ 盛土設備の高さは、30cm(1尺)以内とする。但し、第2期3地区と第6期55地区は、36cm(1.2尺)以内とし、第4期32地区は、45cm(1.5尺)以内とする。又、盛土の高さの測定基準点は、通路面の全面両側の区画境界線を結ぶ中心点における参道天場面からとする。

4、羽目の高さ

- ・ 墓地面積が3㎡未満の場合は幅12cm(4寸)、高さ24cm(8寸)以内とする。墓地面積が3㎡以上は幅15cm(5寸)、高さ24cm(8寸)以内とする。但し、第4期32地区においては、幅15cm(5寸)、高さ30cm(1尺)以内とする。

5、墓碑等の高さ

- ・ 墓碑及びこれに類する設備の高さは、前面通路の中心点における参道天場から250cm(8.3尺)以内とする。

6、規格型墓所の規定

- ・ 1㎡規格型墓所
第6期56地区及び第6期52地区の墓所は、囲障は規格型とし、それ以外は認めないものとする。第6期56地区における墓碑は和型又は洋型いずれも可とする。第6期52地区は、同地区内で和型・洋型の区画に分割されている点に留意するものとする。
- ・ 1.5㎡規格型墓所
第6期64地区及び第6期52地区の墓所は、囲障及び墓碑は規格型とし、墓碑の型式(洋型)は、5タイプのみとする。
- ・ 1.8㎡規格型墓所
第6期64地区の墓所は、囲障は規格型とし、墓碑の型式(洋型)は、5タイプのみとする。
- ・ 2.0㎡規格型墓所
第6期52地区の墓所は、囲障は規格型とし、墓碑の型式(洋型)は、5タイプのみとする。

7、植木植栽

- ・ 墓所内の植栽は極力低木とし、その高さは植樹時原則として100cm以内とする。

8、附属設備

- ・ 塔婆立・屏風等は囲障組込及び囲障の内側施工いずれも、可とする。但し、第6期55地区の屏風の高さは通路面の前面両側の区画境界線を結ぶ中心点における参道天場面から126cm(4.3尺)以内とする。

9、本規定の改定

墓地埋葬に関する法律等現法規が改定された場合又は地産霊園が特に必要と認めた場合その他相当の事由があると認められる場合には、管理者のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。